

日本国憲法の改正と憲法研究者の役割

稲正樹

- 1 はじめに
- 2 立ち上げ集会
- 3 緊急声明活動
- 4 市民と語る憲法講座「どこでも憲法」
- 5 「憲法なんでも出前講師グループ」の活動
- 6 結びに代えて—改憲問題に対する憲法研究者の役割

2018 年中の改憲発議が不可能な状況をつくりだすうえで、いま全国で取り組まれている「安倍 9 条改憲 NO! 憲法を生かす全国統一署名」(3000 万署名)の早期達成に協力・賛同して、安倍 9 条改憲 NO!の世論喚起の一翼を憲法研究者として担うことが必要だと考える。

2015 年 5 月に結成された「戦争させない・9 条壊すな!総がかり行動実行委員会」が取り組んだ「戦争法の廃止を求める 2000 万人統一署名」の最終集約数は 1670 万筆に終わった。この「総がかり行動」を超える「総がかり運動」として 2017 年 9 月に「安倍 9 条改憲 NO! 全国市民アクション」が結成された。全国の草の根から、「憲法 9 条を変えないください」「憲法の平和・人権・民主主義が生かされる政治を実現してください」の 2 点の請願事項に集約された署名の目標数の早期完全達成¹⁾は、改憲推進党派による憲法改正案の国会発議を断念させる道に直結している。

憲法研究者としての役割を考えると、高見勝利の立憲主義原則の下での憲法改正要否の判断基準(基本ルール)の提唱は有益である²⁾。①憲法は権力の制限規範なので、権力の創設や拡大を目的としない。②権力の創設や拡大につながる改正には、綿密な理由が必要である。③権力の創設や拡大がどうしても必要とされ、憲法の規定と抵触する場合、改正しか目的を達成する手段がないかを確認する。④改正は憲法規定の合理的解釈や立法措置などで目的が達成できない場合に限る。⑤改正が国民主権、基本的人権の尊重、平和主義など憲法の基本原理

¹ 5.3 憲法集会 2018 において、3000 万署名の中間発表として 1350 万筆を超えたことが報告された。他方で、日本会議の改憲推進団体の「美しい日本の憲法を作る国民の会」は 2018 年 3 月 14 日に「憲法改正を実現する 1000 万人賛同者(ネットワーク)」が 1001 万 8221 名に達したと発表している(これは請願でなく、名簿は憲法改正を実現のため情報提供や国民投票の際の呼びかけなどで活用させていただくと明記)。https://kenpou1000.org/

² 高見勝利「私たちは九条に自衛隊を明記する安倍首相の提案とどう向き合うべきか—憲法改正要否の基本ルールとの関連で」法と民主主義第 521 号(2017 年)10 頁以下。

を損なわないかを確かめる。①～④の要件をクリアーして憲法を改正する場合であっても、憲法の基本原理を損なうような改正は許されない、というルールである。この最後のルールからすると、安倍9条加憲とは、加憲方式の改正の形を取りながら、平和主義の原理に立脚する現憲法を、いわば根本的に改変してしまおうとしている試みであることを、市民に対してキチンと論じていくことが必要だと考える。

山内敏弘は、加憲によって自衛隊に憲法的公共性が与えられる結果の「波及効果」として、以下の諸点を指摘している。①安保法制（戦争法制）の憲法的認知、②際限のない「戦力」の保持、③徴兵制・徴用制の合憲化、④自衛官の軍事規律強化、⑤軍事機密横行、⑥自衛隊のための強制的な土地収用、⑦自衛隊基地訴訟への影響、⑧軍事費の増大、⑨産軍複合隊や軍学共同体の形成³⁾。

加憲によって自衛隊（法制）に付されていたさまざまな制約が取り払われ、自衛隊が本格的な「国防軍」になれば、私たちが70年をかけて作り上げようとしてきた平和憲法物語⁴⁾が最終的に葬り去られ、軍がこの国の政治・社会・経済・外交・教育などのあらゆる面において臆面もなく大手を振って歩く時代がやってくることを、広く訴えていく必要がある。

他方で、浦田一郎は、山内敏弘の指摘が全面的に実現するのは加憲された自衛力論に関する政府解釈の変更や2項削除改憲の段階であろうと言うが、これに向かう動きはすでに始まっており、加憲段階で直ちに強まる可能性があることも指摘している。加憲の「波及効果」が一気にくるか、漸進的に段階を経て「軍事的公共性」が確立される結果になってしまうのかは、9条加憲を推し進める勢力とそれに抗して憲法の平和主義を守り発展させようとする運動の対抗関係による。しかし、いずれにしろ加憲の効果は、たとえそれが自衛隊と自衛力論の明記であっても、9条改憲を国民に経験させ、複数段階改憲構想のなかで2項削除改憲論を導く。自衛隊違憲論を排除し、自衛力論の枠内でも安保体制の変容など解釈の展開の可能性はある。さらに各種の軍事力拡大の動きを本格化させ、軍事的価値に対して制約的な社会や文化を変容させることになる、と指摘している⁵⁾。

「加憲」の行き着く先を多くの市民に認識してもらう努力を続けていくこと

³⁾ 山内敏弘『安倍九条改憲』論の批判的考察』法と民主主義第521号17頁以下。

⁴⁾ 奥平康弘は、平和憲法は、私たちのあいだに独特な公共・政治文化を育成させるのに、あずかって力があつた。戦後日本の文化の特徴は、平和に最高価値をおく、文句なく平和を志向する文化、いうならば平和文化である。平和憲法物語は「どっこい、生きている」。私たちは平和憲法物語を、もっと広い世界で、奥ゆきのあるもの・積極的なものへと発展させ、これを本当に「いい物語」へと仕立ててゆこうと呼びかけていた。奥平康弘『いかそう日本国憲法—第九条を中心に』(岩波ジュニア新書、1994年)187、201-202、215頁。

⁵⁾ 浦田一郎「自衛隊加憲論と政府解釈」法律論叢第90巻第6号(2018年)92-94頁。

が、憲法研究者のはたすべき役割ではないか⁶。

それとともに、安倍 9 条改憲阻止を超えて、憲法 9 条と平和的生存権に基づく平和構想、国家構想、地域秩序を積極的に提示し、多くの国民の支持を獲得していく課題がある⁷。市民と触れあい、市民とともに学ぶことによって、講壇憲法学から脱皮し、世代を越えて平和憲法を継承し発展させる課題のために努力していきたい。

⁶ 世論に訴えるときに、「国民の 9 割に支持される自衛隊」はなくなると指摘することは重要である。国民の 9 割が支持する自衛隊とは、災害復旧支援で奮闘する自衛隊であり、海外に行っても武力行使をしない自衛隊である。この自衛隊像は、自衛隊が 9 条 2 項の禁止する「戦力」ではないことを国民に納得してもらうために政府が自衛隊の活動に制約を加えた結果作られたものである。しかし 9 条加憲で自衛隊が合憲とされれば、災害復旧支援などに精を出さなくても合憲のお墨付きを得られることになり、自衛隊像もがらりと変る。渡辺治「安倍首相の改憲発言—そのねらいと危険性」『九条の会ブックレット・安倍 9 条改憲は戦争への道』（九条の会、2017 年）31 頁。

⁷ 深瀬忠一「平和憲法の創造的発展可能性と総合的平和保障構想」『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1987 年）431 頁以下、渡辺治「安保と戦争法に代わる日本の選択肢」渡辺治・福祉国家構想研究会（編）『日米安保と戦争法に代わる選択肢—憲法を実現する平和の構想』（大月書店、2016 年）など参照。